

事 務 連 絡
平成 23 年 9 月 26 日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等の一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、平成 23 年台風 15 号による被災状況等にかんがみ、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等並びに被災事業所等の健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知しますので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 75 条の 2 及び第 110 条の 2 の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の台風による被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
今般の台風により被災した任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 3 被保険者証の取扱いについて
今般の台風により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
- 4 保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。
- 5 その他
上記の 1 又は 2 の措置を講ずる場合については、被災被保険者等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
- 6 船員保険における取扱いについて
船員保険制度においても、上記 1 から 5 までと同様の対応を講じられたいこと。